

令和3年5月10日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

まん延防止等重点措置区域の指定に伴う感染防止対策の徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
全国各地で新型コロナウイルスの感染が拡大する中、本県においては、4月23日に「『第4波』非常事態宣言」を発出し、「非常事態対策」に取り組んでまいりました。

しかしながら、本県では感染拡大に歯止めがかかっていない状況が続いており、4月28日には国に対してまん延防止等重点措置の指定を要請いたしました。

こうした中、政府対策本部において、まん延防止等重点措置の公示が変更され、5月9日～5月31日の間、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、本日の第32回対策本部本部員会議において、「『第4波』非常事態宣言」に追加する形で、別添の対策「まん延防止等重点措置の指定を受けて」を決定したところです。

貴会におかれましては、会員の皆様等への周知及び適切な措置の実施についてご協力賜りますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・「まん延防止等重点措置の指定を受けて」
- ・「『第4波』非常事態宣言」
- ・まん延防止等重点措置の公示に伴う、その他施設への要請について

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

まん延防止等重点措置区域の 指定を受けて

令和3年5月7日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、「第4波」の感染拡大を受け、4月23日に「『第4波』非常事態宣言」を発出し、「非常事態対策」を実行してまいりました。

対策の一環として、4月28日には、国に対して「まん延防止等重点措置」区域への指定を要請し、本日、特措法第31条の4の規定に基づく指定を受けたところです。

これを受け、本県としては、既に実施している飲食店等への営業時間の短縮要請の対象である16市町を、今回改めて重点措置を講じるべき区域としました。そして、「飲食」、「若者の行動」「外国人県民」などを中心に法の裏付けを得て対策を強化してまいります。

一方、本日の新規感染者数は過去最高の130人に上り、10万人あたりの新規感染者数（7日間移動合計）は26.88人、国基準でいうステージⅣ（25人以上）の水準に達し、病床使用率も、明日にはステージⅣ（50%以上）となる大変厳しい状況です。

このような状況が改善されず、仮に、今後、毎日新規感染者が100人規模で推移すると、10日ないし半月の間にも本県のコロナ病床がすべて埋まってしまい、本県が掲げる「自宅療養者ゼロ」が困難になる深刻な事態に陥ります。

このため、5月9日から5月31日までを対策期間とし、引き続き、医療提供・検査体制の強化を図るとともに、期間終了時には1日あたり新規感染者50人を切る程度となるよう、全ての県民の皆様とともに、「オール岐阜」で全力をあげて以下のまん延防止対策を追加して進めてまいります。

しかしながら、本県の感染状況が、さらに悪化した場合は、休業要請など、人の行動の抑制につながるよう一段と強力な追加策を検討してまいります。

県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

対策1 飲食対策

【飲食店等向け】

- (1) 飲食店等に対する営業時間の短縮要請 法第31条の6第1項
協力金の支給にあたっては以下を要件とする
- ・ 終日、酒類の提供を行わないこと
 - ・ カラオケ設備の利用自粛

対象期間：5月9日（日）から5月31日（月）まで（23日間）

※ただし、9日～11日は猶予期間とする。

要請内容：飲食店等の営業時間の短縮 5時から20時まで

対象エリア：岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町（計16市町）

協力金：一日あたり以下の金額とする。※全期間時短を実施した場合のみ

1店舗あたり中小企業：3万円～10万円

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4

（上限20万円。中小企業も選択可）

- (2) 時短要請対象区域内全ての飲食店等に対し、酒類の提供を行わないよう要請 法第31条の6第1項
- (3) カラオケ設備を有する県内全ての店舗において、利用自粛を要請 法第24条第9項 法第31条の6第1項
- (4) 行政による飲食店の見回り調査を強化し、上記（1）～（3）の要請への協力やアクリル板の設置等、感染防止対策を徹底
- (5) 対策により大きな影響を受けた中小法人・個人事業者等に対する支援制度（国において準備中）

【県民向け】

- (6) 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛要請

法第24条第9項

第31条の6第2項

- (7) 自宅を含めて、大人数・長時間での飲酒の自粛要請
- (8) 河川敷等におけるバーベキューの自粛要請（河川敷等への進入路を閉鎖）

対策2 外出移動の自粛（特に若者）

- (1) 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛 法第24条第9項
- (2) 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛
- (3) 電車やバスなどの交通事業者に対して、乗車時のマスク着用の徹底を依頼

対策3 イベント等の開催制限

- (1) イベント等の催事については、以下のとおり主催者に対して要請 法第24条第9項
 - ・ 収容率について、大声での歓声・声援がある場合50%以内
 - ・ 参加人数について、5,000人を上限
- (2) 県、市町村、指定管理者主催の5月末までのイベントについて、見直し

対策4 外国人県民向けの感染防止対策

- (1) 外国人パブ、教会、日本語教室、外国人県民を雇用する事業所への予防的検査の積極的な実施

対策5 教育現場における感染防止対策

- (1) 部活動、課外活動の制限、学校における遠隔授業等の推進について検討

対策6 高齢者向けワクチンの優先接種

- (1) 市町村、医療関係機関とともに「オール岐阜」体制で、高齢者のワクチン接種を7月末までに実施
- (2) 市町村と協調し、時間外・休日におけるワクチン接種に対する医療関係機関への協力金の創設と接種費用の上乗せを検討

対策7 広報

- (1) 動画などによる感染防止対策の積極的な啓発

「第4波」非常事態宣言

～変異株の脅威から皆様を守るために～

令和3年4月23日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 本県の変異株陽性率は「62%」、1週間で倍増。

全国的に、新型コロナ「第4波」が今までの波をはるかに上回るスピードで急拡大していますが、その最大の要因が「変異株」です。「変異株」は、感染力が極めて高く、重症化する可能性も高いことが指摘されています。

関西圏では、病床がひっ迫し、入院できない方々が急増しています。大阪府では8,000人を超える方々が、自宅療養を余儀なくされています。4月半ばまで「自宅療養者ゼロ」であった兵庫県でも、この2週間で一気に1,000人を超える方々が自宅療養となっています。また、病床がほぼ満床となり、軽症中等症病床で重症者の治療が行われ、さらには、一般診療も制限されるなど、まさに「緊急事態」です。資料1、2

これらは、急速に「変異株」への置き換わりが進んだ結果であり、大阪府及び兵庫県では、今や新規感染者の8割が「変異株」となっています。

ひるがえって、本県の「変異株陽性率（変異株スクリーニング検査実施数に占める変異株の割合）」は、3月末から4月初めにかけては、2～3割だったものの、その後1週間で「62%」へと倍増しました。これは東京都の28%、愛知県の54%を上回り、2週間前の大阪府と同水準です。資料3

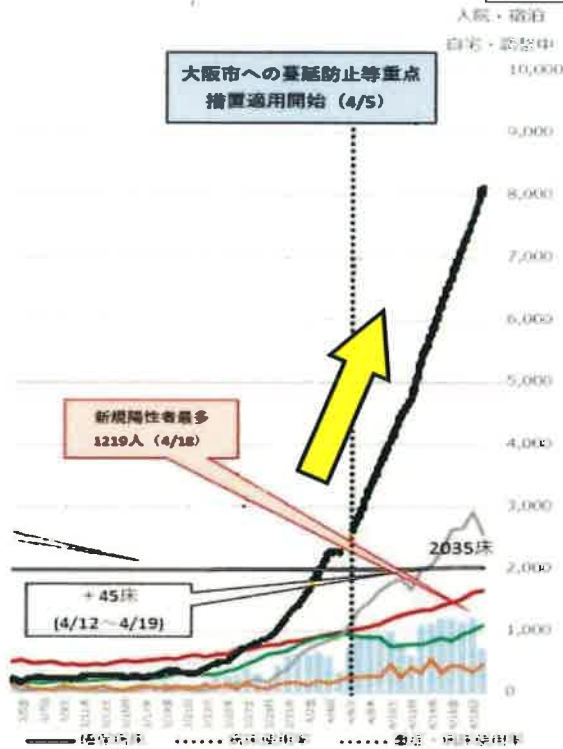
本県の新規感染者数は、3月中旬を底にじわじわと増加傾向にあり、病床使用率は、既に国基準でいう「ステージⅢ」に達しております。このところの急激な変異株陽性率の上昇からみて、関西圏のような「感染の急拡大」とこれに伴う「病床のひっ迫」が現実味を帯びています。

このように、現在の状況は、今後、「感染の急拡大」となるか、踏みとどまるか、その瀬戸際に立っています。資料4、5

<大阪と兵庫の急拡大の図>

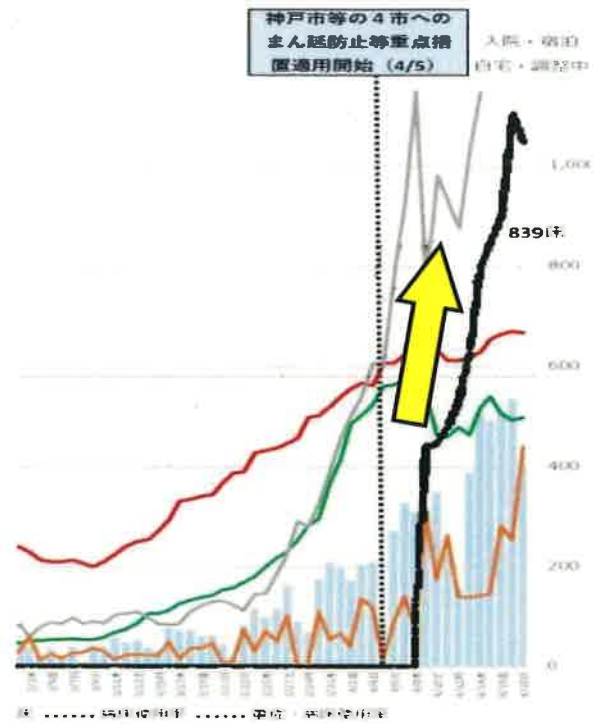
【大阪府】

資料1



【兵庫県】

資料2

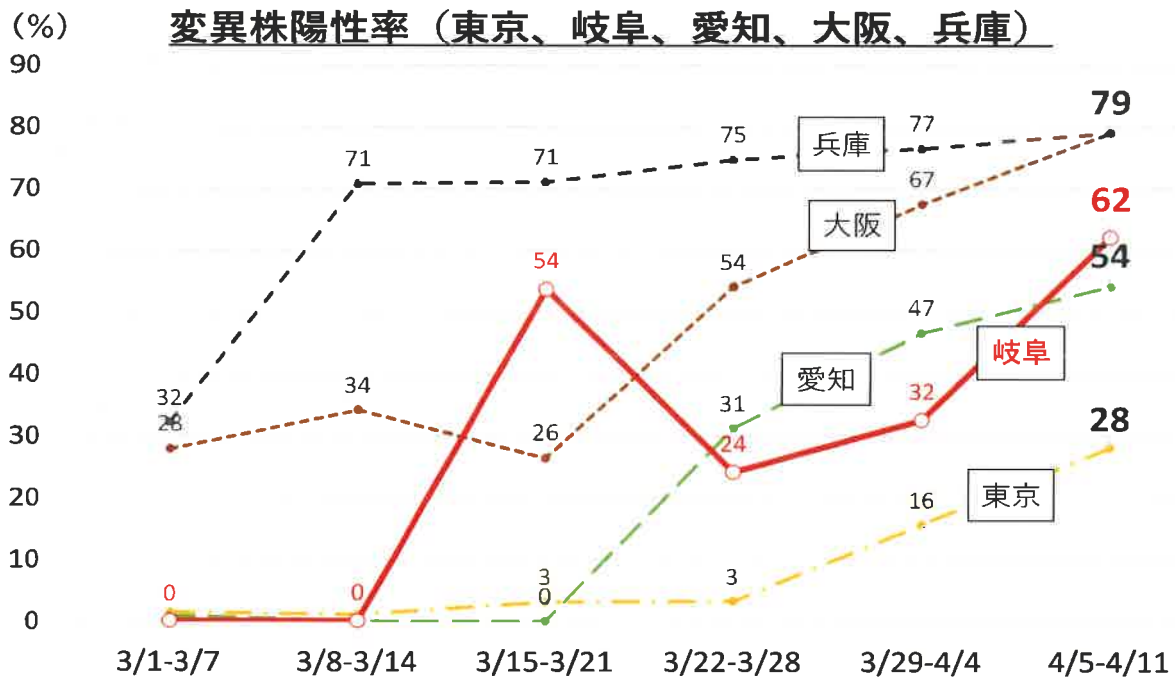


新規陽性者 入院者数 宿泊療養者数 自宅療養者数 退院等

(出典) 第31回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和3年4月20日)

資料3

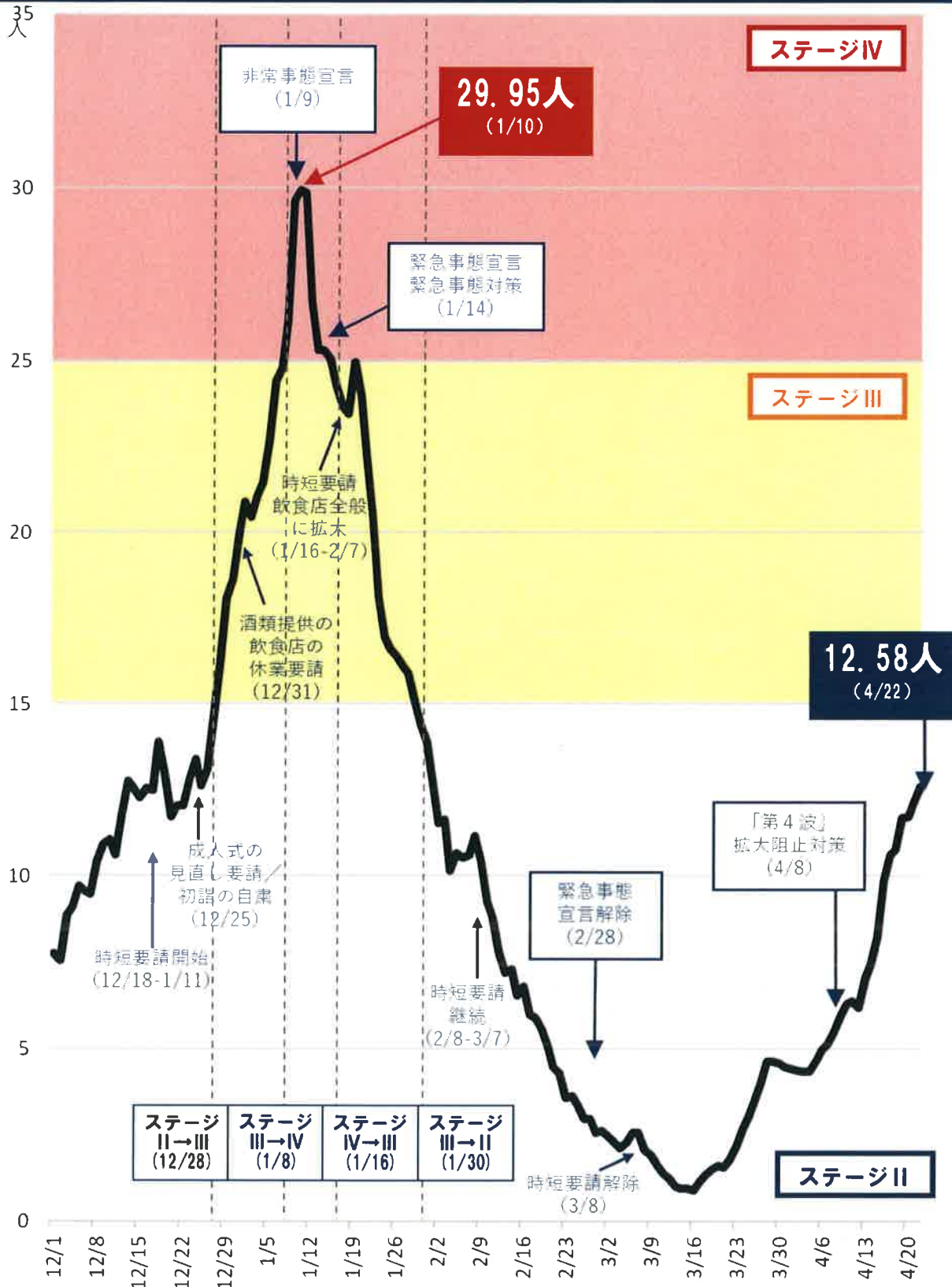
変異株陽性率 (東京、岐阜、愛知、大阪、兵庫)



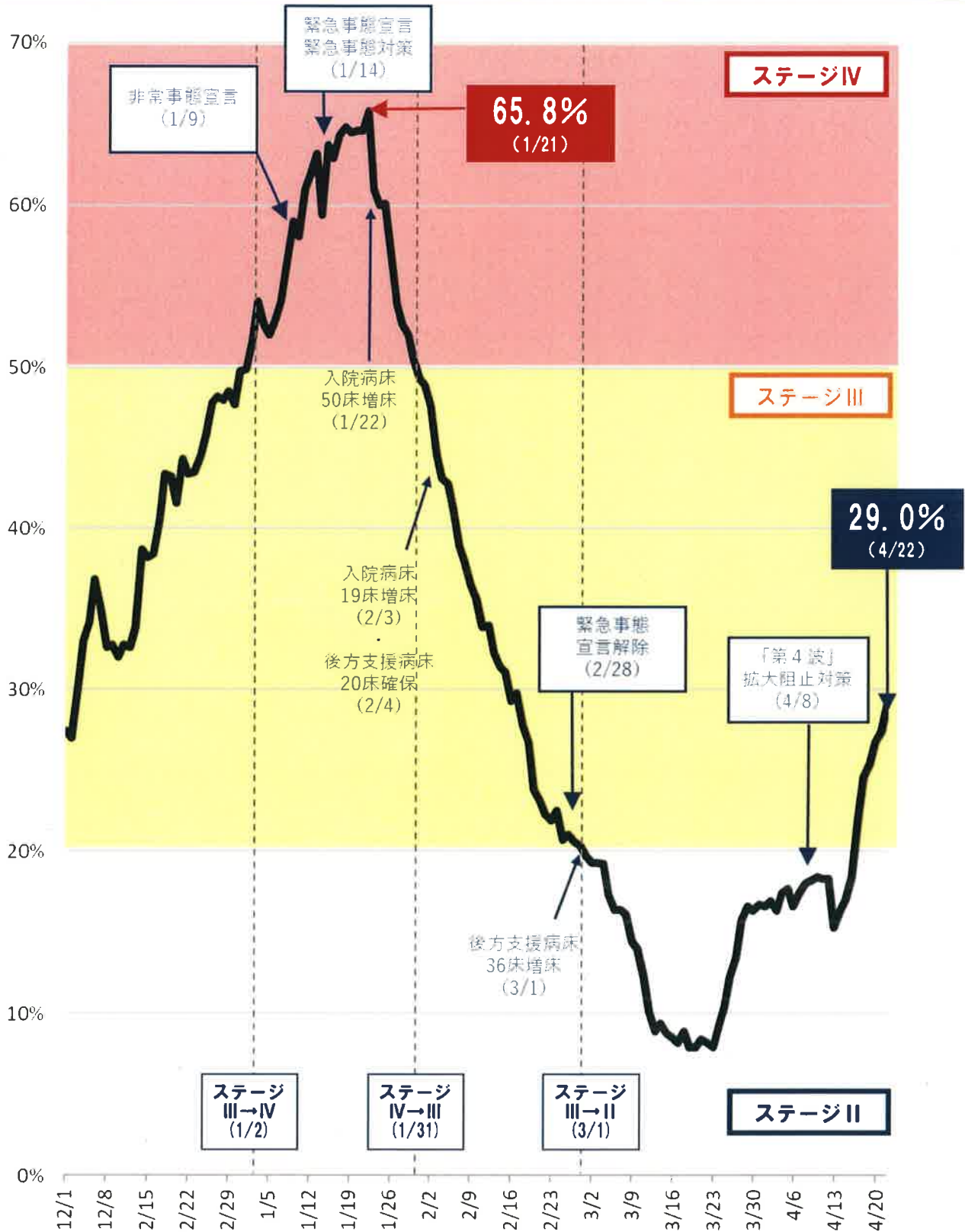
(出典) 厚生労働省「変異株「スクリーニング検査の実施状況(件数)」(速報値)4月19日

10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策

資料 4



病床使用率の推移と県の対策



Ⅱ 若者も、高齢者も、新型コロナの脅威から逃れられない。

新型コロナウイルスは、高齢者にとっても、若者にとっても、大きな脅威です。

<若者>

現在、若者に感染が広がっております。若者は、死亡率は低いものの、「倦怠感や脱力」、「睡眠障害」、「味覚障害」、「脱毛」といった後遺症に苦しむ例が国内外で多数報告されております。こうした後遺症は、「入院時の症状の重さに関わらず発症する」、「最初の発症から半年以上たっても継続している」といった例が多く報告されています。

「自分は若いから大丈夫」という考えではなく、自分の大事な家族を守り、何より自らが健康で楽しい人生を送るためにも、新型コロナウイルスに感染しないよう、感染リスクを認識した「新たな日常に応じた行動様式」が求められます。

<高齢者>

第1波から第3波までの教訓からは、若者で感染が広がり、それが家庭内、福祉施設などにおける感染拡大につながり、高齢者の感染割合が確実に上昇しております。現時点では、変異株陽性率の上昇に伴い、感染者が増加しているものの、感染者の5割程度が30代以下の方々です。これが高齢者にシフトすると、急激な病床のひっ迫を招き、深刻な状況となります。

また、新型コロナウイルスによる「死亡率」は、世界では「2.1%」、国内平均では「1.8%」、これに対し、県内では「2.3%」となっています。しかも、県内における「70代以上の高齢者の死亡率」は「13.8%」と、極めて高い水準となっています。

このような状況からみて、変異株陽性率の急上昇の中にある現在、若者から高齢者への感染を何としても断ち切らなければなりません。

Ⅲ 大型連休は「密」になる機会を徹底的に避け、慎重な行動を！！

新型コロナウイルスは、人と人との接触が増せば増すだけ、感染拡大を引き起こす、非常に厄介な感染症です。そのため、県内外からの帰省やレジャーなど、人の流れが活発化し、またイベント等で「密」になる機会が増える大型連休における対策が極めて重要となります。

現在の感染の主な要因は「飲食」、「職場」、「家族」、「県外由来」、「外国人県民」と考えられます。本県はすでに「『第4波』拡大阻止対策」を実施していますが、来たるべき大型連休に向け、これらの要因への対策をさらに強化し、「オール岐阜」体制で速やかに実施しなければなりません。

県民の皆様におかれては、**基本的な感染防止対策を徹底継続いただくとともに、大型連休期間中は、密になる機会を徹底的に避けるなど、慎重な行動をお願いいたします。**

県としては、人の流れを抑制する観点から、感染拡大地域における飲食店等の営業時間短縮を要請するとともに、大型連休期間中の県主催スポーツ・文化等イベントについて、中止・延期、無観客開催とするなど、対策を進めてまいります。

加えて、検査体制の拡充、「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の充実といった「岐阜モデル」のさらなる強化と、「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進を継続してまいります。

さらに、こうした対策の実効性をより高いものとするため、「まん延防止等重点措置区域」への指定について、国に要請してまいります。

Ⅳ 対策期間

これらの対策は、4月26日（月）から5月11日（火）までを対策期間とします。

しかしながら、「県感染症専門家会議」における専門的な知見を踏まえ、本県の感染状況についてさらなる措置が必要に至ったと総合的に判断した場合は、躊躇なく、追加的な措置を検討してまいります。

まん延防止等重点措置

対象地域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、中津川市、羽島市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町（計16市町）

要請期間

令和3年5月9日（日）から5月31日（月） 23日間

依頼の内容（共通事項）

- 酒類提供等（酒類の店内持込含む。）を行わないことの働きかけ
- カラオケ設備使用自粛要請【法第24条第9項】
- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請【法第24条9項】

依頼の内容（施設の種類、規模等の別）

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・1,000㎡超【法第24条9項】 20時までの営業時間短縮要請 ・1,000㎡以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ ・人数上限5,000人かつ収容率50%以下
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊技場	テーマパーク、遊園地、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	・1,000㎡超【法第24条9項】 20時までの営業時間短縮要請 ・1,000㎡以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	